

○生駒市行政組織条例

平成2年3月27日
条例第1号

生駒市行政組織条例をここに公布する。

生駒市行政組織条例

(部の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の室、部及び局(以下これらを「部」という。)を置く。

市長公室
企画財政部
市民部
福祉健康部
生活環境部
建設部
都市整備部
開発部
水道局

(平3条例2・平6条例15・平10条例2・平14条例1・平15条例17・平18条例17・一部改正)

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市長公室

- (1) 秘書、交際、渉外及び儀式に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
- (4) 市民活動の推進に関する事。
- (5) 広聴及び陳情に関する事。

企画財政部

- (1) 議会及び市行政一般に関する事。
- (2) 市行政の総合政策及び総合調整に関する事。
- (3) 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関する事。
- (4) 公有財産の管理及び物品の購入に関する事。
- (5) 総合防災に関する事。
- (6) 土木建築工事の入札に関する事。
- (7) 工事の検査に関する事。
- (8) 情報化の推進に関する事。
- (9) 予算その他の財務に関する事。
- (10) 例規その他の文書に関する事。
- (11) 資料及び統計に関する事。
- (12) 情報公開に関する事。
- (13) 他の部の所管に属さない事。

市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。
- (2) 市税の賦課及び徴収に関する事。
- (3) 人権施策に関する事。
- (4) 農林業、商工業、観光その他産業振興に関する事。

福祉健康部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 少子化対策及び高齢化対策に関する事。
- (3) 介護保険に関する事。
- (4) 保健衛生及び健康に関する事。
- (5) 国民健康保険及び国民年金に関する事。

生活環境部

- (1) 環境の保全及び創造に関する事。
- (2) 環境衛生に関する事。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。
- (4) 消費生活その他の市民生活に関する事。
- (5) 交通政策に関する事。
- (6) 市民相談に関する事。

建設部

- (1) 道路、河川その他土木に関する事。
- (2) 住宅その他施設の建築に関する事。
- (3) 特命による公共用地の取得に関する事。

都市整備部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 公園及び緑地等に関すること。
- (3) 開発指導に関すること。
- (4) 建築指導に関すること。

開発部

- (1) 関西文化学術研究都市建設の推進に関すること。
- (2) 京阪奈新線に関すること。
- (3) 市街地再開発事業に関すること。
- (4) 市街地再開発関連街路事業等に関すること。

水道局

- (1) 下水道に関すること。

(平3条例2・平6条例1・平6条例15・平9条例1・平10条例2・平11条例1・平14条例1・平18条例17・一部改正)

(臨時等の事務分掌)

第3条 臨時又は特別の事務、事業のため、必要があるときは、市長は前条の規定にかかわらず、別に事務分掌を設けることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(生駒市行政組織条例の廃止)

2 生駒市行政組織条例(昭和56年7月生駒市条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成3年3月条例第2号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月条例第1号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月条例第15号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第2号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月条例第17号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。